



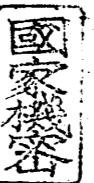
REEL No. A-1179

0096

アジア歴史資料センター

大日本帝政政府

大日本帝政政府



A700 9-18

占領地歸屬腹案

昭和一八一二
大本營政府
連絡會議提案

一 占領地ノ歸屬ニ關シアハ左ノ準準ニ依リ之ヲ定ム

(1) 大東亞防衛ノ爲帝國ニ於テ確保スルヲ必要トスル要衝並ニ人口稀薄ナル地域及獨立ノ能力乏シキ地域ニシア帝國領土ト爲スヲ適當ト認ムル地域ハ之ヲ帝國領土トシ其ノ統治方式ハ當該各地域ノ傳統民度其ノ他諸般ノ事情ヲ勘案シア之ヲ定ム

(2) 従來ノ政治的經緯等ニ鑑ミ之ヲ獨立セシムルコトヲ許容スルヲ大東亞戰爭遂行並ニ大東亞建設上得策ト認ムル地域ハ之ヲ獨立セシム

(3) 獨立及領土編入ノ時期ニ付アハ諸般ノ情勢ヲ考慮シ之ヲ決定ス

二 右ニ基キ差當リ歸屬腹案ヲ決定スルコト別紙第一ノ如ク其ノ條件

ヲ概本別紙第二ノ如ク豫定ス

三 情勢ノ推移ニ依リアハ本腹案ヲ變更スルコトアリ

大日本帝政政府

大日本帝政政府

別紙第一

地 域	將來ノ歸屬	備
緬 甸	國	「シヤン」諸州・「カレンニ」州ニ付テハ 別紙第二中「ノ」(二)参照
比 利 賓 獨 立 國	國	「ミンダナオ」ニ付テハ別紙第二中「ノ」(二) 参照
其 他 追 定 ▲		

備考

泰國ノ失地恢復ニ付テハ昭和十七、五、九決定「「タイ」車ノ
「ヒルマ」進撃ニ伴フ對泰賄置ニ關スル件」ニ依ル

別紙第二

獨立ノ態様及條件

緬甸

(一) 帝國トノ關係

(1) 軍事 帝國トノ間ニ共同防衛ヲ約セシメ兵力ノ駐屯、軍事基
地使用及設定等ヲ認メシメ特ニ軍事的結合ヲ鞏固ナラシム

(2) 外交 緊密提携ヲ約セシム

(3) 經濟 緊密協力ヲ約セシム

(4) 「サン」諸州・「カレンニ」州ニ付テハ特別ノ取扱ヲ爲ス

比律賓

REEL No. A-1179

0098

アジア歴史資料センター

大日本帝国政府



大日本帝国政府

(一) 帝國トノ關係

- (1) 軍事 帝國トノ間ニ共同防衛ヲ約セシメ兵力ノ駐屯、軍事基地使用及設定等ヲ認メシム
- (2) 外交 緊密提携ヲ約セシム
- (3) 経済 緊密協力を約セシム
- (4) 前項ノ外「ミンダナオ」ニ付テハ更ニ特別ノ措置ヲ執ルコトアリ

占領地歸屬腹案ノ説明

昭和一八、一四

占領地諸地域ノ歸屬決定ノ基準ニ關シテハ深ク既往ノ實歷ニ顧ミ且將來、趨勢ヲ稽ヘ殊ニ大東亜戰爭ノ目的ニ鑑ミ帝國ノ存立及東亜ノ安定ニ對スルニ禱根ヲ芟除シ東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全スルト共ニ世界ノ平和ニ寄與スルノ趣是ヲ根本トシ之ヲ實際ニ適用スルニ當リテハ軍事的、政治的、經濟的其ノ他各種ノ要請ヲ綜合シ且各地域諸般ノ實情ヲ篤ト考慮ニ入レ各々其ノ所ヲ得シムルヲ本旨トシ特ニ大東亜防衛ノ爲帝國ニ於テ確保スルヲ必要トスル要衝並ニ人口稀薄ナル地域及獨立ノ能力乏シキ地域ニシテ帝國領土ト

REEL No. A-1179

0073

アジア歴史資料センター

大日本帝国政府

爲スヲ適當ト認ムル地域ハ之ヲ帝國領土トシ又從來ノ政治的經済等ニ鑑ミ之ヲ獨立セシムルコトヲ許容スルヲ大東亞戰爭遂行茲ニ大東亞建設上得策ト認ムル地域ハ之ヲ獨立セシメ而シテ統治方式並ニ獨立ノ態様、條件及時期ニ付ナハ諸般ノ事情ヲ勘案シテ定ムルヲ適當トス。

然レトモ本件ハ戰爭指導上ヨリスルモ極メサ機微且重大ナル問題ナルヲ以テ之カ發表及實行ノ時期ヲ慎重決定スルコト必要ニシテ又吾ノ性質上情勢ノ推移ニ依リテハ變更スルコトアルヘキハ當然ナリトス。

前記ノ趣旨ノ下ニ蓋當り決定スヘキ緬甸及比律賓ノ歸屬腹案理由ヲ

略述スルニ左ノ如シ

一、緬甸

緬甸ハ西曆一八八六年完全ニ英領ノ支配下ニ歸シタル以前ニ於テハ政治的ニ獨立ノ地位ヲ有シ又一九三七年以後印度ヨリ分離シテ英帝國内ニ於ケル準自治領的地位ヲ認メラレタルモノナルカ一般ニ獨立ノ希望ヲ有シ且概不自治能力アリ而シテ帝國ノ立場ヨリスレハ緬甸ハ大東亞防衛上西方ノ（安撫ニ當ル）以テ帝國トノ間ニ特ニ軍事的結合ヲ強圖ナラシムル要アル次第ナルカ右ノ如キ事情及特ニ作戰開始以來緬甸民衆ノ帝國ニ對スル積極的協力ヲ第ト考慮ニ入レ適當ノ時期及條件ノ下ニ獨立ヲ許容スルコトハ帝國ノ公

大日本帝政政府

正ナル態度ヲ實證スルノミナラス総領民心ヲ益々帝國ニ收穫スル
效果大ナルト其ノ印度民衆ニ及ボス政治的影響等ニモ鑑ミ大東亞
戰爭遂行及大東亞建設上得策ト認メラルフ以テ將來之フ獨立國
タウシムルフ適當トス而シテ帝國トノ關係ニ付ナハ外交經濟ニ關
スル提携協力ノ外特ニ軍事的結合フ強國ナウシムルコト必要ナリ
尙「シヤン」諸州及「カレンニ」州ハ從來他ノ英領緬甸諸地域ト
異ナリ緬甸等會制定法ノ適用範圍外ニ在リテ緬甸總督ノ直轄下ニ
各土侯ノ施政フ認メラレタル特殊ノ地域ナルニ鑑ミ又同地方土侯
及民衆ノ緬甸治下ニ入ルフ喜ハサル實情ヲ考感シ特別ノ取扱フ爲
スヲ適當トス

二 比律賓

比律賓ハ夙ニ獨立ノ要望強ク自治能力アリ米國ハ一九四六年七月
四日ヲ以テ獨立ヲ認ムヘキコトヲ既ニ約シ居ル等ノ政治的經緯ア
リ万一千方之ヲ帝國ノ領土トシテ帝國自ラ其ノ統治ノ任ニ當ルトキハ
帝國ノ負擔重累ヲ著シク増スコトトナルヘク又實質的ニ帝國ノ勢
力下ニ在ラシムルコトハ領土ニ編入セストモ其ノ地理的地位等ニ
鑑ミ實際上可能ナルヘキヲ以テ適當ノ時期及條件ノ下ニ帝國ニ於
ナ之力獨立ヲ許容スルコトハ大東亞戰爭遂行及大東亞建設上得策
ト認メラルニ依リ將來之フ獨立國タウシムルフ適當トス而シテ
帝國トノ關係ニ付テハ軍事、外交、經濟ニ關スル提携協力ノ外特

大日本帝国政府

ヨ「マンダナオ」島ニ付テハ同島ノ軍事的、經濟的重要性ニ鑑ミ
帝國ノ把握強化ニ付特別ノ措置ヲ執ルコトアルヲ保留スルコト必
要ナリ



貳拾弐ノ内第十二號

第十回 御前會議（昭和十八年三月）

ダイブライター用複合用紙（石井井研）

唯今ヨリ開會致シマス。
御許シラ侍タルニ依リマシテ、本日ノ議事ノ進行ハ、私力之ニ當り
マス。

先づ私ヨリ、本日ノ議題ニ付キマシテ御説明致シマス。
大東亜戦争元途ノ局ノ審議ノ政治指導ト致シマシテハ、日獨伊ノ素
密協力ト大東亜ノ諸國家諸氏族ノ結束ト力取セ重安ナルセノアリ
マシテ、從來セ此ノ兒ぬヨリ色々ト勢力シテ參ツバノアリマスカ
世界戦局ノ推移ニ鑑ミ、既ラ迷セス迷ニ、此ノ政略態勢ヲ更ニ整備
強化スルノ安寧々緊切ナルセノカアルト仔ヤラレルノアリマス。

大東亞省

(東京1730) (日本標準規格 B5)

REEL No. A-1179

0082

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1179

0083

アジア歴史資料センター

大東亜省

(東京1730) (日本標準規格 B5)

二 次ソ連ノ支那問題ノ解決ニ貢セントスルモノデアリマス。一万世界情勢ハ、如「ソ」戦ノ如例ニ依リ相団ノ變革アルベク、此ノ見透シノツクハ概不十一月安ト豫想セラレ、且未矣ノ反攻ハ遂次熾烈且スルト思ハレマスノテ、速ニ大東亜ノ政略態勢ヲ整備強化シ、世界情勢ノ推移如何ニ拘ラズ、帝國ハ大東亜團結ノ力ヲ以テ、毅然トシテ戰爭指導ノ主動性ヲ堅持セントスルモノデアリマス。

一 對滿華方策

(1) 對滿方策

滿洲國ハソノ建設ノ権利ニ於ア雷國ト一徳一心ノ聯係ニアルノテアリマシテ、建國以來十年ヲ經テ異常ナル發展ヲ遂ゲテ古ルノテアリマス。

大東亜省

(東京1730) (日本標準規格 B5)

タイプライター用複寫用半裁(石井社)

タイプライター用複寫用半裁(石井社)

俄伊トノ撫撝強化ニ向シマシテハ我ニ派遣シタル連絡使ヲシテ日下伯林及維烏ニ於テ大阪及陸海軍武官ヲ輔佐セシメ、俄伊此ト連絡協謀中ナアリマス。

大東亜諸國家諸民族ノ結果ニ既シテハ、滿洲國ヲ初メトシ諸國家諸民族ハ市内ノ大東亜戰爭遂行ニ同調協力致シテ居ルノテアリマスカ、又ニ之カ結果ヲ一枚ト強化スルヲ業モト認メマシテ本議題ノ御審議ヲ夙ハス火始テアリマス。

先づ議題ヲ朗讀致サセマス。

（議題明讀）

一方針

大東亜ノ諸國家諸民族ノ結果ハ大東亜戰爭元凶ノ島諸國家諸民族ノ戰爭動力強化ヲ示眼トシタルモノデアリマシテ、特ニ之力其現



大東亜省

國民政府ハ參戰以來各般ニ一旦リ日圓ノ途ヲ講ジテ古リマスルト
共ニヨク雷峰ノ興意ヲ辟シテ、大東亜戦争完遂ニ協力シツア
リマスノテ、此際雷峰ハ、「對文處理根本方針」ヲ更ニ徹底其
現ヤシムル爲右ニ即應スル如ク別ニ定ムル所ニ據リマシテ日華
基本條約ヲ改訂シ日華同盟條約ヲ締結セントスルモノデアリマ
ス。

又對支處性情半万封ニヘ「雷峰ハ埠處ニ對シ之ヲ對手トスル一
身ノ和平工作ヲ行ハス状勢變化シ和平工作ヲ行ハントスル場合
ハ別ニ之ヲ決定ス國民政府モ小雷峰ノ態度ニ順應セシム」ル如
ク定メラレタノテアリマスカ爾後對支處理根本方針跡ニ之ニ基
ク雷峰ノ結果ハ遂次漫遊シ、電慶湖ニセ相當ノ動搖ヲ與ヘテ
居ル狀況テアリマシテ迴避難勧ノ國民政府參加モノノ一證左

タイプライター用複寫用半紙(石井社)

(東京1730)(日本標準規格 B 5)

大東亜省

(四) 大東亜戦争以故ハ直接之ニ參戰ハ致シマセヌカ物心兩面ニ直リ
全力ヲ擧ゲテ帝國ニ協力シツアルノデアリマス。
特ニ戰爭勃發時ニ於ケル詔書ニモ又私力滿洲或訪問ノ當時拜謁
ヲ許サレタル時ノ陛下ノ御言葉ニモコノ御恩召ヲ拜祭シ侍ルノ
アリマシテ感感極ム能ハサル次第テアリマス。
安スルニ例前坡ハ市端ヲ祝ルニ祝邦ヲ以テシ日滿ノ關係ハ既ニ
向備以上ノ關係ナアリマシテ向然スル所ノリイ狀態テアリマス。
對華万束
爰ニ御決定ヲ仰ギマシタル「大東亜戦争完遂ノ局ノ對文處理根
本方針」ニハ國民政府ノ充實強化並ニ其ノ對日協力ノ具現寺ニ
照應シ適時日華基本條約ニ所安ノ修正ヲ加フルコトヲ考慮スベ
キ旨定メラレテ居ルノテアリマス。

(東京1730)(日本標準規格 B 5)

タイプライター用複寫用半紙(石井社)

REEL No. A-1179

0084

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1179

0085

アジア歴史資料センター

大東亜省

不自由ヲ勤セスレバ「ヒブン」政權ノ親日政策及日本軍ノ駐屯ニ
由來スルカ如キ考ヲ地キ取仕暗喩ノ日泰離間策、反政府分子ノ策
動ト相俟テ一般ノ對日空氣ハ必ズシモ兩足スペキ状態ニアリトハ
言ヒ難イノテアリマス。
帝國トシテハ「ヒブン」政權ノ困難ナル立場ト泰國氏ノ心理的勤
向トニ鑑ミ、日泰同監條約附屬必要了解事項第一條ニ基キ日本軍
占領地帶タル「マライ」ノ失地回復セシムルト共ニ經濟協力ヲ一
層強化スルコト力肝要アリマス。
又「シヤン」地方ノ一部モ之ヲ泰國領ニ屬人スルモノトシ之力萬
能ニ御シテハ「ヒルマ」ニ央フル影響等ヲモ較量ノ上其ノ時機及
地域ヲ決定スルヲ要スルノテアリマス。

三對拂印方策

大東亜省

ト觀察セラレルノデアリマス。
一方重慶地ハ極端的ニセ益々困窮ヲ加ヘツツアリマスノテ前述
ノ對華諸方策等ノ延長ニ照應シマシテ適時国民政府ヲシテ對
華政局工作ヲ貴姫セシムル如ク指導スルコトト致シマシタ。
然シナカラ重慶抗戰陣營ノ中権力国民政府ノ政治工作ニ今逮ニ
應ジ米ルコトハ向望ミ難ク且其ノ時機ヲ誤ルトキハ學口之ニ依
ル善力少クナイノデアリマス。故テ其ノ時度ニ隨シマシテハ政
局ト執帥即トノ間に於テ勵戰決定スルコトト致シマス。

四對泰方策

泰國ニ對シマシテハ其ノ獨立幽タルノ体面ヲ保母セシメソツ之ヲ
シテ大宋連戰爭ノ遂行ニ衷心効力シ當國ノ施東ニ憤懣的ニ協調セ
シムル如ク指導シツソアリマスカ、國民一般ハ戰爭ニ依ル生活ノ

タイプライター用複寫用紙(石井社)

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

REEL No. A-1179

0086

アジア歴史資料センター

大東亜省

独立準備委員會ヲ結成シ六月末準備完了ヲ期シ準備促進中テアリ
マス。
云對比方策
比島ニ於テハ第八十一回帝國議會ニ於ケル比島獨立ノ再確認ニ就
スル帝國政府ノ聲明ニ底リ俄然對日信賴ノ度ヲ強め行政府長官以
下布ぬノ眞意ヲ辟シ、沿安ノ廢止行政ノ遂達ニ就意努力中テアリ
マシテ大東亜共榮圏ノ一環トシテ更生シツツアリ具ノ一端ハ過般
塊地ニ參りマシテ私セ日ノアタリニ之ヲ兒タノデアリマス。
依テ帝國ハ屢次ノ聲明ニ基キ之ヲ獨立セシムルコトトシ其ノ時期
ハ治安未ダ元カラザルモ、戰爭指導上ノ要請ト比島勦ノ目綱的協
力促進ノ兒地トヨリ前半牛十月頃ト謀定シ準備ヲ促進スルコト
ト致シマシタ。

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

ダイブライマー用複寫用紙(石井社)

大東亜省

佛印ニ對シテハ帝國ノ大東亜戰爭遂行ニ實質的ニ利用スルト共ニ
其ノ靜謐ヲ保持シ、敵國ノ策謀ヲ均殺シ、帝國ニ對スル各般ノ協
力ヲ一層慎密的ナラシムル如ク他東中テアリマシテ今日迄ノ所佛
印高層ノ身口協力ニハ稍當兒ルベキセノカアルノテアリマスガ世
界情勢ヲ反映シ且不矢車輻輳ノ執拗ナル直導寺諸般ノ事情ニ因リ
佛印地ノ同調的態度未だ十分ニハ徹底スルノ城ニ達シテ告リマセ
ンノナ益々前進ノ力對ヲ強化スルコトカ肝要デアリス。且シ佛
印ヲ今既ヨリ解脱セシムル如キ極端ナル施策ハ大東亜戰爭ノ現段
階ニ於テハ之ヲ避タルヲ妥スルノテアリマス。

四對編方策
對編方策ニ就キマシテハ昭和十八年三月十日大本營政府連輪會議
決定「編制獨立指導要綱」ニ基キ他策中テアリマシテ、五月八日

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

ダイブライマー用複寫用紙(石井社)

大東亜省

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

「ニューキニヤ」寺前述以外ノ地域ノ處理ニ就キマシテハ既ニ述
べマシタル所ニ準シテ追テ定ムルコトト致シマス。
七 大東亜會議

以上各方策ノ具現ニ伴ヒ本年十月下旬（北島独立後）大東亜各國
ノ指導者ヲ參集セシメ、戦争元凶ニ遇進セントスルモノデアリマス。
ル意ヲ闡明シ以テ戦争元凶ニ遇進セントスルモノデアリマス。

以上ヲ以テ私ノ説明ヲ終リマス。

タイプライター用複寫用半裁（石井社）

大東亜省

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

六 其他ノ占領地政
「マフー」「スマトラ」「ジャワ」「ボルネオ」「ヤレベス」ハ
氏度低クシテ孤立ノ能力之シク且大東亜防衛ノ爲帝國ニ於テ確保
スルタ必要トスル安城デアリマスノデ之等ハ帝國領土ト決定シ車
斐資源ノ供給源トシテ極力之力を發揮シニ民心ノ把握ニ努ムル所存
デアリマス。之寺ノ地域ニ於テハ富分ノ間底駆逐車政ヲ繼續致シマ
スカ原住民ノ氏度ニ應ジ勢メテ政治ニ參與セシムル方針デアリマ
シテ現ニ政治參與ヲ妄望シテ占リマスル「ジャワ」ニ對シテハ特
ニ之ヲ諒メル價リテアリマス。而シテ本躊躇決定ハ敵國ノ宣傳メ
資ニ供セラル寺ノ虞カアリマスノテ當分ノ間駆逐セザルコトト
致シマスカ原住民ノ政治參與ニ關シマシテハ適宜之ヲ駆逐スルヲ
過當ト考ヘテ占リマス。

タイプライター用複寫用半裁（石井社）

		アラレ独立問題	
		政二	
A 170-0 9-18			
明治廿五年 九月廿日			
一、旧英國、ノルマントンケランタニ「トレンガメ」ハダ「ペリス」、此州ハ一九〇四年八月廿日、日露間条約ニ依リ、英國ニシテ、日本ヲ支持シ時			
平スルニヨリテハ、某人口構成從來、統治形態等、高麗ニ取次モ、対策的ナリ			
佛羅方略ヲ執ヒトシテ、右觀夷ヨリ、ナシ然ニ問題ヲ取上ヒハ、既不			
左、如ニ			
二、人口構成			
電 信 案	外 務 省		
(原議用紙乙)			
一九〇六年及推定、西ノ英國、ノルマントンケランタニ「トレンガメ」ハダ「ペリス」、此州ハ一九〇四年八月廿日、日露間条約ニ依リ、英國ニシテ、日本ヲ支持シ時			
人セヨナル、前記ノ如ク、ノロシ高麗ハ、其六九〇、六〇人ニシテ、漢人種姓構成割合、			
五七・四%、高麗人、五二・六%、其他、一・一%、			
合計、人口三三三、一九〇六年、高麗総人、四千人、日本除叶セバ、ナニ如ニ			
支那人	支那人	其他	
一九〇七年、人、三四四、高麗総人、四千人、日本除叶セバ、ナニ如ニ			
支那人、二二〇、七一八人、三四四、高麗総人、六九九、五九四人、西共、高麗、六五、一九〇八年、二二〇、七一八人、三四四、高麗総人、六九九、五九四人、西共、高麗、六五、一九〇八年、			
在數字ニテ、附セバ、如ク、高麗総人、四千人、高麗、六九九、五九四人、西共、高麗、六五、一九〇八年、			

REEL No. A-1179

0088

アジア歴史資料センター

(原議用紙乙)

人ヨリニ寛シ莫那ニシテ其後現在止一間ニ於テ人口ハ相當增加セルモノト想像シ
フルモ其構成比率ハ益々文化化トナリト更ニレハ、ラヨウア能庇セシムニトヲナ
佳活動ノ問題ナリトセ同人口上ニ在テ
支那人ノ底程シ所ガル狀況ナリ(一九世紀年、ノミノリノ人口中、ノロイヒト左那人
トノ比率ハ如何ノ如ク)但ニ於テ、一九世紀年、國勢調査ニ於テハ、其比率
五四不強、對四六名、而ニシテ、廿年間、不ヤノ人口構成上、比率一派、實足ナニ
體ニ及ベ。此ノ事、前ノ十年間、一比ノ年々、底ト甚シキカガリ、左那人ノ增加率、
一方大々リト性產サシ)

外務省

(原議用紙乙)

〔原稿稿行〕
現ニシテ、半政監即ニ半利布洋民(之ノ一)支拂、政東半島ナリ也。尚
アリナリ、西支那、檳榔、新嘉坡、
某、半歸其地也。即、其ノ半島、那人、華、檳、馬六甲無視ニ得、ナリ。至、日華、
其政策、半採シ、之ノ様称ナリ
三、日英領時代、統治的係
英國「之」、直轄領、荷蘭殖民地)馬來聯邦(Federated Malay
States)、馬來半聯邦(United Malay States)、三種ノ者、西支那
民地ハ、英國領ナリ。統治シ馬來聯邦、及馬來半聯邦、英國、連連領

電信案

外務省

0089

REEL No. A-1179

アジア歴史資料センター

(原議用紙乙)

如ト開港ナリ。右内第一此別、左ノ開港ニシテモ、夏保達一程、左ノ黒
ニシテ、此別ト更ニ促進、右ノ開港、並治、茲本ニ在テ、他ヨリコトナ
日本如キ実情ニ觸ミ、次第ニ現存軍政ニ廉共ニ制トニ政治形
作ノ賊平スルナリ。然ホト想合ハ困難ニシテ向、左ノ如ナ方法、ヲ採
擇スルニヤセト。即ち考不レ。

(1) 東那領ナ浦木木

(2) バラスランゴー「ペナン」アロビンスカニズムー、回桂ヨ泰ニ編入シ

外務省

(原議用紙乙)

東那領ナ浦木木

(3) マニラ、多教民族ナシ支那トマニヤヒ人ト一協力ニ成ニ政治組織

ナ化リ（例ヘ）Sino-Malaya Mixed Administration - 4月1日（統治

行ニシク

(4) インドネシア諸島組織トニ其ノ一部トニ

スニトヨトヨ本ノ東北トニ

電信案

外務省

REEL No. A-1179

0090

アジア歴史資料センター

昭和二〇・二・二〇政二

「マライ」ノ獨立ノ可能性ニ就テ
「マライ」ヲ獨立セシメントスル考ヘニハ左記ノ如キ困難アリ

(一) 「マライ」人人口ノ比較的多數ナリシ四州ヲ「タイ」ニ割譲セ
ル結果現在ニ於テハ「マライ」人口ハ「マライ」人三四%華僑
四八%其他「印度人等」一八%ナルコト從テ「マライ」一人中心
ノ獨立國ヲ形成シ難キコト

(二) 「マライ」人カ右ノ如ク數的ニモ劣勢ナルノミナラス民族的氣
迫モ缺シク曾テ獨立運動發生シタルコトナキコト從テ「ビルマ
ジャワ」等ニ於ケルカ如キ從前ノ獨立運動者中心ノ獨立國ヲ
作作り難キコト

(三) 「マライ」各州ノ土侯ハ從來ヨリ殆ト政治、實權ヲ有セス且必
スシモ「マライ」人カ土侯ヲ中心トシテ州單位ニ團結シ居ルモ
ニハ非サルコト從テ安南等ノ如ク既存王朝ヲ獨立セシムル形
ノ獨立國ヲ形成シ難キコト

種フ採リ難キコト

(四) 「マライ」人ハ所謂「インドネシア」族ト人種的ニモ區別セラ
レ且「ジャワ」等ニ於ケル「インドネシア」獨立運動カ「マラ
イ」「ハ」「インドネシア」ノ一部トハ考ヘ居ラサルコト從テ「イ
ンドネシア」ヲ聯邦形態ニテ獨立セシムルモ「マライ」ヲ其ノ
一邦トハ爲シ難キコト

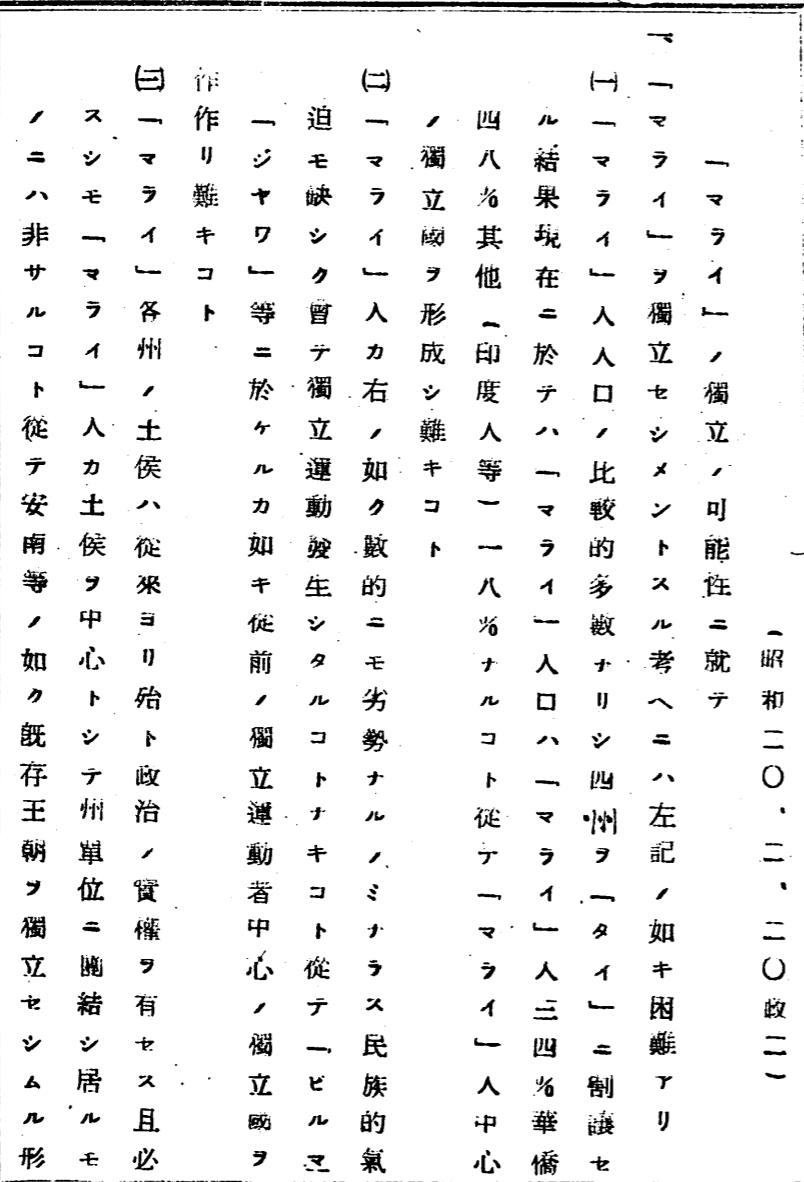
(五) 右ノ如キ各般ノ困難ニ拘ラス強ヒテ「マライ」ヲ獨立セシメント
セハ左記何レカノ案ヲ採ル外ナシ

(六) 既ニ割譲セル四州以外更ニ「ベナン」「ウエルスレー」「ペラ
」「等ヲ「タイ」ニ歸屬セシメ「最近」「タイ」ハ必シシモ之
ヲ欲セサルモ一殘部ハ「マライ」人及華僑ノ共同行政ノ自地區
域トスル案

(七) 各土侯ヲ獨立セシメ土侯國聯合ヲ結成セシムル案

極
秘

外務省



（一）「マライ」各州ノ土侯ハ從來ヨリ殆ト政治ノ實權ヲ有セス且必
スシモ「マライ」人カ土侯ヲ中心トシテ州単位ニ團結シ居ルモ
ニハ非サルコト從テ安南等ノ如ク既存王朝ノ獨立セシムル形

（二）「インド半島」聯邦ノ一部トスル選
（三）「マライ」ノ獨立ヘ右ノ如ク何レノ類ニ依ルモ相
當困難性アルヲ認テ並昔リ政策上ノ運ヒヲ達成スル爲ニハ大東亜
連合ノ擴張經濟ノ類キ方策ヲ研究スルヲ可ナリト思考ス即チ
（四）右擴張經濟へ聯繫ノ式委任統治ノ類タ「マライ」ヲ獨立國トシ
テ假設圖シ之ヲ一定期間ニ拘ヘハ十五年一屆内ニ獨立セシムル
目的ヲ夙テ委任國ヘ施政上ノ始吾及機動ヲ與フルモノタルコト
（五）大東亜聯國カ全傳トシテ右ノ如キ將來ノ獨立ヲ保證シ特ニ關係
コト
可然ト思考ス

議事録

四「マライ」人ハ所謂「インドネシア」族ト人種的ニモ區別セラ
レ且「ジャワ」等ニ於ケル「インドネシア」獨立運動カ「マラ
イ」「ハインドネシア」ノ一部トハ考ヘ居ラサルコト從テ「イ
ンドネシア」ヲ聯邦形態ニテ獨立セシムルセ「マライ」ヲ其ノ
一邦トハ爲シ難キコト
〔右ノ如キ各般ノ困難ニ拘ラス強ヒテ「マライ」ヲ獨立セシメント
セハ左記何レカノ案ヲ採ル外ナシ
〔既ニ割譲セル四州以外更ニ「ベナン」「ウエルスレー」「ペラ
」「等フ」「タイ」ニ歸屬セシメ「最近」「タイ」ハ必シモ之
フ欲セサルモ一端部ハ「マライ」人及華僑ノ共同行政、自地區
域トスル案
「獨立國ノ議フ爲ササル感アリ」
〔各土侯フ獨立セシメ土侯國聯合ヲ結成セシムル案

外務省

一「土侯ノ能力疑問ニシテ且華僑ノ實勢力ヲ全然無視スル感アリ
二「インドネシア」聯邦ノ一端トスル案
〔「人種的歴史的ニ見テ相當不自然ナル缺點アリ」
尚輒見トシテハ「マライ」ノ獨立ハ右ノ如ク何レノ鑑ニ依ルモ相
當困難性アルヲ以テ茲當リ政策上ノ組ヒヲ達成スル爲ニハ大東亜
亜体ノ要在統治ノ如キ方策ヲ禦充スルヲ可ナリト思考ス即チ
〔右委任統治ハ聯邦A式委任統治ノ如ク「マライ」ヲ獨立國トシ
テ復承認シ之ヲ一定期間（例へハ十五年）以内ニ獨立セシムル
目的ヲ以テ受任國ハ施政上ノ助言及援助ヲ與フルモノタルコト
〔大東亜諸國カ亜体トシテ右ノ如キ將來ノ獨立ヲ保護シ特ニ關係
深キ「タタイ」中國等ノ委員ヨリ成ル委員會ヲ以テ受任者トスル
コト

可然ト思考ス

外務省